

平成29・30年度球磨村工事入札参加資格審査申請要綱
(県内建設工事)

1 申請の対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 平成29年度及び平成30年度において県内市町村が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で熊本県内に主たる営業所を有する者。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条の規定の適用を受ける調達契約について、その資格審査を申請する者にあつては、この限りでない。
- ② 平成28年度に、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の申請において建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の2の規定に基づく総合評価の請求を行っている者。
- ③ 平成28年度の経営事項審査を完了した者。（経営規模等評価申請書（規則別記様式第25号の11）に審査済印があること。）

2 申請の受付

(1) 申請の方法

- ① 電子申請（インターネットが利用可能な者は、熊本県・市町村電子申請システム「よろず申請本舗」（<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>）により申請すること。）

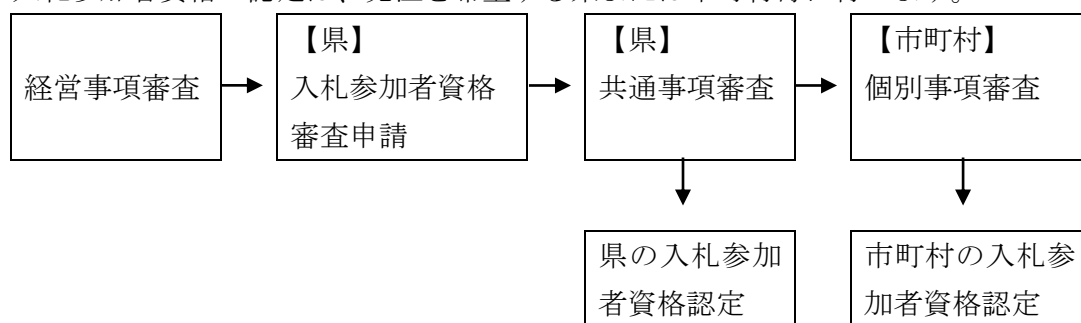
（県・市町村の入札参加者資格審査申請の共同受付について）

平成29・30年度の熊本県及び県内市町村の工事入札参加者資格審査申請において、従来の紙方式に加え、電子申請による受付を開始します。

これまで、県と市町村に共通する項目（共通事項）の審査を行い、共通事項の審査結果を市町村と共有します。

また、市町村は、県の共通事項の審査結果を受けて、市町村毎に設けた個別事項の審査を行います。

入札参加者資格の認定は、発注を希望する県または市町村毎に行います。



(共通事項の審査)

- 入札参加者資格審査申請は、原則電子申請とします。
- 県に発注を希望しない場合にも、県が申請窓口となります。
- 共通事項の審査項目は、建設業許可の有無、経営事項審査受審の有無、納税の状況(国税・県税)、工事实績です。
- 共通事項の審査は経営事項審査と併せて行いますので、経営事項審査が終了しない場合には入札参加者資格審査申請を行うことができません。
- 共通事項の審査終了後通知は電子申請受付システム(メール)により行います。

(個別事項の審査)

- 県に共通事項を申請し受付終了後、申請書に記載した発注を希望する市町村に対して、個別事項審査用の提出書類を送付または持参します。
- 提出書類は別紙提出書類一覧を参照してください。

(審査の終了)

- 共通事項及び個別事項の審査終了後に、発注を希望する県または市町村毎に資格の認定を行います。
- 当村の資格認定の時期は、平成28年4月中旬を予定しています。
- ② 郵送(申請書の受付票の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。)
- ③ 持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。)

(2) 受付期間及び提出先

① 電子申請の場合

- 受付期間 平成28年12月1日(木)から平成29年1月23日(月)まで

② 郵送の場合

- 受付期間 平成28年12月1日(木)から平成29年1月23日(月)まで
1月23日の消印有効
- 提出先 球磨村役場建設課

③ 持参の場合

- 受付期間 平成28年12月1日(木)から平成29年1月23日(月)まで
- 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 提出先 球磨村役場建設課

3 提出書類

(1) 電子申請の場合

別紙「提出書類一覧」に掲げる書類を提出すること。

(2) 郵送・持参の場合

入札参加者資格審査申請書及び別紙「提出書類一覧」に掲げる書類を提出すること。

(3) 用紙等

用紙はA4サイズとし、ファイルで綴じること。

4 資格審査

(1) 電子申請の場合

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、県及び県内市町村における工事入札参加者資格の有無について共通事項の審査は県監理課において行います。
- ② 3に掲げる提出書類に不足がある場合の他、次に該当する場合には申請を受け付けません。
- ③ なお、申請直前2箇年（経営事項審査で平均完成工事高を3年平均している場合には3箇年）の営業年度における工事实績がない業種については、県及び一部市町村（別紙2：資格認定要件一覧）においては資格認定されません。

(2) 郵送・持参の場合

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び球磨村工事入札参加者資格審査格付要綱（昭和56年訓令甲第8号）に基づき、本村における工事入札参加者資格の有無について共通事項の審査は本村建設課において行います。
 - ② 3に掲げる提出書類に不足がある場合の他、次に該当する場合には申請を受け付けません。
- ア 経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種。

5 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成28年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。

6 その他

(1) 電子申請の場合

県に技術事項等評価項目の申請を行う者は、知事が別に定める「平成29・30年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請要領」に基づき別途申請すること。

(2) 郵送・持参の場合

電子申請と同様。

7 問い合わせ先

- 入札参加者資格審査申請全般に関して
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺6丁目18番1号 電話：096-333-2485（ダイヤルイン）
- 電子申請に関して
熊本県電子自治体コールセンター 電話：096-334-1592
- 球磨村の入札参加者資格審査申請に関して
球磨村役場建設課
球磨郡球磨村大字渡丙1730番地 電話：0966-32-1116